別府市農業委員会臨時総会　議事録

日　時　　令和8年7月21日（金）午前10時45分
場　所　　別府市役所　レセプションホール
招集者　　別府市長　長野恭紘
次　第

開会
市長挨拶
臨時総会開会及び仮議長の選出
日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　議事

議案第1号	別府市農業委員会会長選出について
議案第2号	別府市農業委員会委員の議席の指定について
議案第3号	別府市農業委員会会長職務代理者の選出について
議案第4号	別府市農業委員会委員の担当地区について
議案第5号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について
議案第6号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について
議案第7号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について
議案第8号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について
議案第9号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について
議案第10号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について
議案第 11号	別府市農地利用最適化推進委員の選任について

出席委員

農業委員　7名

1番　久保　賢一	2番　星野　賢一
3番　齊藤　孝一	4番　久恒　美千代
5番　小畑　義宏	6番　後藤　浩昭
7番　彌田　和好	

※ 番号は議席番号

出席職員

事務局長　塩月　香	主任　髙橋　恒太
局長補佐　中川　朋美	

午前10時45分　開会

（事務局）
ただ今から「別府市農業委員会　臨時総会」を開会いたします。本日は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、市長が招集しました最初の総会です。定数のご報告を申し上げます。委員定数7名、出席委員7名です。同法第27条第3項により、本日の総会は成立いたしました。それでは、はじめに市長からご挨拶を申し上げます。

（市長）
本日はお忙しい中、別府市農業委員会臨時総会にご出席いただきありがとうございます。先ほどの任命式でご挨拶をしましたので、短く発言をさせていただきたいと思います。別府市としてはとにかく農業に力を入れて、しっかりと子どもたちへの学校給食の話もありますし、観光と農業という話もあります。いろいろとそれぞれプロジェクトが進行中でございます。皆様方の深い見識をこの別府市の農業行政の中に組み込んでいただきながら、これからも農業の推進をしていきたいというふうに思っているところでございます。私自身も、自身というか我が家も農業者でございますので皆様方と一緒になってこの別府市の農業を盛り上げていくということをしっかりと誓いを申し上げるとともに、今後の皆様方のますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げてご挨拶とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

（事務局）
ありがとうございました。ただいまから議事に入りますが、改選後、最初の総会でありますので、仮議長が選任されるまでは市長に仮議長の職をお願いしたいと思います。

（市長・仮議長）
それでは、ただ今から「別府市農業委員会臨時総会」を開会いたします。仮議長が選任されるまで、議長の職を代行して私が議事を進行してまいりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。本日の議事は、お手元に配付しております、議事日程により進めてまいります。はじめに議事の進行上、仮議席の指定を行います。あらかじめ、くじの順番でご着席いただいております議席を仮議席としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（市長・仮議長）
異議なしとの声でございますので、ただいま、ご着席の議席を仮議席と決定します。続いて、会長が決定するまでの議事進行のため、仮議長を選任することとしますが、その選出方法についてご協議願いたいと思います。いかがいたしましょうか。

（各委員）
議長一任

（市長・仮議長）
議長一任のご発言がありましたが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（市長・仮議長）
それでは、選出の方法について事務局から説明を求めます。

（事務局）
ご説明いたします。これまで年長の委員が仮議長の職務を行うことが慣例となっております。本日の出席委員中、久保賢一委員が年長の委員でございますので、ご紹介申し上げます。事務局からは以上です。

（市長・仮議長）
事務局の説明のとおり、年長委員であります、久保委員を仮議長に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（市長・仮議長）
ご異議なしと認め、久保委員を仮議長に決定いたします。それでは、これからの議事進行を仮議長に引き継ぎまして、議長役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（事務局）
市長は、ここで退席されます。ありがとうございました。

（市長退席・久保委員が仮議長席へ）

（久保委員・仮議長）
ただ今、仮議長の指名を受けました久保でございます。年長者ということで、私が議長役を務めさせていただきます。ご協力の程よろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に、本日の総会の議事録署名委員を選出したいと思います。
選出方法は、通常の場合、議長指名の方法をとっておりますが、いかがいたしましょうか。

（各委員）
議長一任

（久保委員・仮議長）
ただいま、議長一任の声がありましたが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（久保委員・仮議長）

それでは、私の方から3番委員と7番委員に議事録署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。会議に先立ちまして、本日は、改選後、初の総会でありますので、各委員の自己紹介をお願いいたしたいと存じます。
まず、最初に私からですが、先ほど紹介がありました久保です。よろしくお願いいたします。それでは、仮議席の番号2番の委員さんから、順次お願いいたします。

（各委員）
各委員から挨拶

（久保委員・仮議長）
ありがとうございました。それでは、ただ今から議事に入ります。
日程第1「議案第1号　別府市農業委員会会長の選出」について、を議題といたします。
事務局より選出方法の説明を求めます。

（事務局）
会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項において「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」また、別府市農業委員会規程第2条において「会長は総会において選挙する。ただし、委員中に異議のないときは、指名推薦の方法によることができる。」と規定されております。事務局からは以上です。

（久保委員・仮議長）
ただ今、事務局から互選方法として、「総会において選挙する。ただし、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法による。」との説明がありました。それでは、「選挙による方法」か、ご異議がなければ、「指名推薦による方法」をとりたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（〇〇委員）
指名推薦の方法が良いと思います。

（久保委員・仮議長）
ただいま、〇〇委員より「指名推薦の方法がよいのではないか。」との発言がございましたが、その方法によることにご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（久保委員・仮議長）
異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることに決定いたしました。ご意見のある方は、発言をお願いします。

（〇〇委員）
長年会長をされています久保委員を推薦します。

（久保委員・仮議長）

ただ今、〇〇委員より会長に久保委員を、とのご指名でございます。ほかにご意見はありますか。

（各委員）
ございません。

（久保委員・仮議長）
お諮りいたします。ご指名のとおり、会長に久保委員を指名することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし

（久保委員・仮議長）
異議なしと認めます。よって、「議案第1号　別府市農業委員会会長の選出」については、私が会長に選出されました。本日は議事進行にご協力いただきありがとうございました。以上をもちまして、私の仮議長の職務は終わります。これより、引き続き議長の職を務めさせていただきます。

（事務局）
ここで、会長に選出されました久保会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

（会長・議長）
ただいま、農業委員会会長にご指名いただきました、久保賢一です。皆様から選出され、身の引き締まる思いがしております。農業委員として今期で6期目となり、会長職をお預かりして7年目です。この度、6番委員をお迎えし、新しい体制が始まりますが、今後も農業委員会が、農業者の代表であることを忘れず、皆様と協力し、別府市の農業の振興に貢献してまいりたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

（議長）
それでは、日程第2 「議案第2号　別府市農業委員会委員の議席の指定」について、を議題といたします。議席の指定については、別府市農業委員会総会会議規則第5条第1項の規定により、「委員の議席は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において会長が定める。」とありますが、議席の指定についてお諮りいたします。ただ今の仮議席はくじで定めておりますが、ご異議なければ、この仮議席を本議席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（議長）
全員異議ないものと認め、ただ今の仮議席を本議席とすることに決定いたしました。次に、日程第3「議案第3号　別府市農業委員会会長職務代理者の選出」について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

（事務局）
ご説明いたします。別府市農業委員会会長の職務代理者の指定につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」また、別府市農業委員会規程第3条の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員会の委員が総会であらかじめ互選した会長代理がその職務を代理する。ただし、委員の中に異議のないときは、指名推薦の方法による。」と規定されております。従いまして選出方法として「投票による方法」と、「指名推薦の方法」があります。事務局からは以上です。

（議長）
ただ今、事務局から選出方法として「投票による方法」と、「指名推薦の方法」がある、との説明がありました。いずれの方法がよいか、お諮りいたします。皆さん、いかがいたしましょうか。

（〇〇委員）
指名推薦の方法が良いと思います。

（議長）
ただいま、〇〇委員より、「指名推薦の方法がよい。」との意見がございました。〇〇委員の意見にご異議ございませんか。

（各委員）
異議なし

（議長）
それでは、互選の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。ご意見のある方は、発言を願います。

（各委員）
会長一任

（議長）
会長一任とのご意見に異議はございませんか？

（各委員）
異議なし

（議長）
それでは、ご異議がないようですので、私から指名推薦いたします。3番委員を推薦いたします。会長の職務代理者を3番委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし

（議長）
委員全員のご賛同をいただきました。従いまして、「議案第3号　別府市農業委員会会長職務代理者の選出について」は、3番委員が会長職務代理者に決定いたしました。それでは、会長職務代理者に選出されました、3番委員より就任のご挨拶を一言お願いいたします。

（3番委員）
ただいま選任をいただき大変ありがとうございます。会長を補佐しながら農業の振興のために頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（議長）
ありがとうございました。続きまして、「議案第4号　農業委員の担当地区について」事務局は説明をお願いします。

（事務局）
議案第4号　農業委員の担当地区について説明いたします。議案資料4ページをご覧ください。以前は、各地域の代表として農業委員の皆さんは選挙で選出されておりましたが、法の改正によりまして市内全域を通じて募集させていただく形に変わりました。このため、農業委員の方々は、本来お一人お一人がそれぞれ市内全域に責任を持って活動されることとなるものでございますが、農地利用の最適化を図るという主要な業務を各地域の推進委員さんと連携して進めていただくためには、農業委員の方々におかれましても、主として活動する地域を分担していただきまして、あらかじめ定めておいた方が効率的であると考えております。そうした意味合いから、お住まいの地域を基本として名簿を作成いたしました。説明は以上です。

（議長）
ただいま事務局からの説明がありました。本件つきまして、質問はございませんか。

（各委員）
ありません。

（議長）
質問がないようですので、ただいま事務局から説明のあったとおり、名簿記載の地区をもって担当地区といたします。
次に、別府市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する手続等を定める要綱第10条の規定に基づき、「議案第5号から第11号まで　別府市農地利用最適化推進委員の選任について」を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

（事務局）
それでは議案第5号から第11号　別府市農地利用最適化推進委員について説明いたします。議案資料5ページから11ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員につきましては、今年の3月から募集を行いました。議案の名簿につきましては、4月に開催さ

れた「農地利用最適化推進委員候補者の評価委員会」において検討した結果でございます。本件はこの度新体制となりました農業委員会において、農地利用最適化推進委員の委嘱の決定を求めるものでございます。私からの説明は以上です。

（議長）
ただいま事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見はございませんか？

（各委員）
ありません。

（議長）
上程中の「議案第5号から第11号まで　別府市農地利用最適化推進委員の選任について」は、原案に対し、承認することにご異議ありませんか。

（各委員）
異議なし

（議長）
それでは、議案第5号から第11号は、原案に対し、承認することに決定いたしました。7名の方々を別府市農地利用最適化推進委員として、当農業委員会から委嘱いたします。以上で議案の審議は終了いたしました。以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。ありがとうございました。

午前11時10分　閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議　長　　会長

署名委員　　3番委員

署名委員　　7番委員